

特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査実施要綱（案）

1. 趣旨

平成20年度から生活習慣病予防のための「特定健診・保健指導」を医療保険者が実施することとなる。この「特定健診・保健指導」では、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を25%減少させることを政策目標として掲げているところである。

また、「特定保健指導」の実施には、相当数の人的資源が必要となることから、医療保険者が特定保健指導業務を事業者にアウトソーシング（業務委託）することが想定されている。

そこで、特定保健指導業務のアウトソーシング先となる可能性のある事業者の実態を継続的に把握することを目的として、地方公共団体、関係団体の協力を得て、事業者の数や事業者の形態、保健指導に従事する保健師・管理栄養士等の数等の調査を行うこととする。

なお、地方公共団体、関係団体に対しては、本調査の結果及び事業者名簿を作成し、情報提供することとする。

2. 調査の対象

- ①平成18年度において市区町村の老人保健事業の基本健康診査を受託している事業者
- ②平成18年度において企業等の事業主健診を受託している事業者
- ③平成20年度からの「特定健診・保健指導」において、特定保健指導業務を行う可能性のある事業者

3. 調査の実施期間

平成19年1月12日～2月16日　その後、必要に応じて随時実施する。

4. 調査の事項

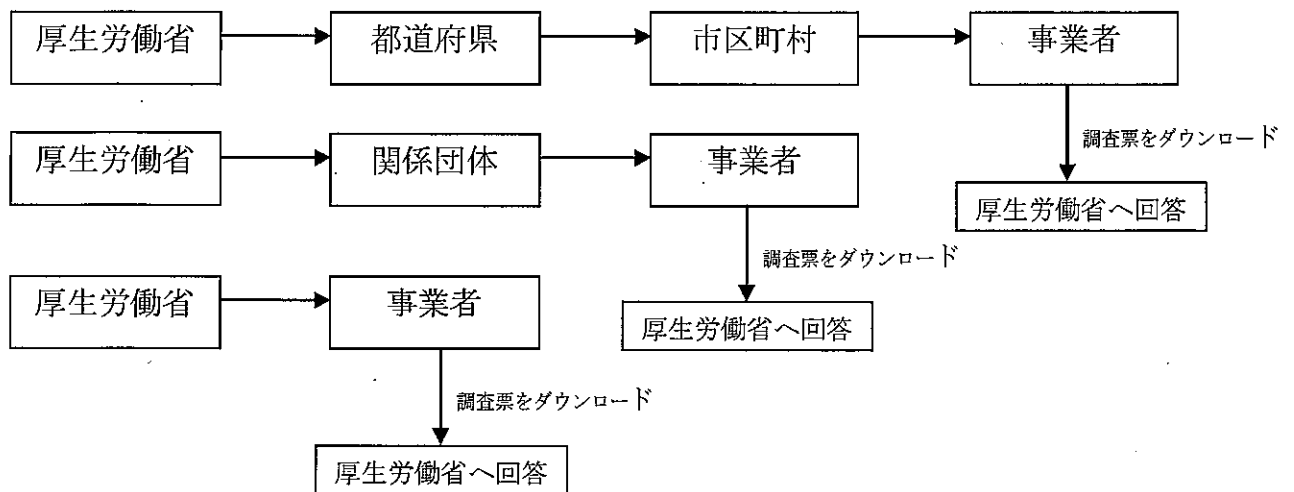
保健指導の実施の有無、事業所の事業形態、保健指導に従事する人員、採用計画、保健指導の内容等

5. 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

- ア) 調査依頼は、地方公共団体、関係団体を通じて該当する事業者へ配布・周知するとともに、厚生労働省ホームページにおいても広く周知することとする。
- イ) 厚生労働省ホームページ内に本調査のページを開設し、調査票についてはホームページ上でダウンロードするものとする。
- ウ) 調査の提出については、事業者において、必要事項を記入し、厚生労働省健康局総務課保健指導室あてに電子メールで返信するものとする。

(2) 調査の系統



6. 集計及び結果の公表等

- ア) 集計は厚生労働省健康局総務課保健指導室が行う。
- イ) 結果については「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」等、「特定健診・保健指導」に関連のある検討会等において資料として活用する。
調査結果は、平成19年3月末を目途に地方公共団体、関係団体へも結果および事業者名簿を公表する。
- ウ) 必要に応じ、調査協力事業者に対して、再調査を依頼することとする。

特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査の流れ図 (厚労省-都道府県-市区町村-事業者)

